

令和 8 年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託に係る提案競技
＜質問と回答＞

令和 8 年 9 月 16 日現在

No.	要項・仕様書の項目	質問内容	回答
1	要項「6 提案競技に参加するものに必要な資格」	個人事業主であっても参加可能ですか。	本プロポーザルへの参加は、法人格を有する事業者に限らせていただいております。提出書類として「法人登記簿謄本または登録事項全部証明書」の添付が必須となるため、個人事業主としての参加はできません。
2	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	屋久島町が保有する公式SNSアカウント（Instagram等）を、本業務における情報発信に活用することは可能でしょうか。また、可能な場合、投稿作業は受託者が行う想定でしょうか、それとも町にてご対応いただく想定でしょうか。	可能です。 ただし、セキュリティ保持のため、ログインID・パスワード等の管理権限を直接事業者が付与することはいいたしません。事業者が制作したコンテンツについて町が事前確認・承認を行った上で、町側で投稿（または指定の管理ツール等を介した連携）を行う運用とします。具体的な運用方法については受託決定後に協議します。
3	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	仕様書に記載の屋久島町観光PR動画について、本業務での活用にあたり、動画素材の元データをご提供いただくことは可能でしょうか。また、媒体特性に応じた尺変更、トリミング、字幕追加等の再編集を行うことは可能でしょうか。	提供可能な素材データは、一般に公開している完全版のみになります。尺変更及びトリミングの加工は可としますが、字幕追加等の再編集は許可できません。具体的な編集内容や公開にあたっては、事前に町と協議の上、承認を得てください。
4	仕様書「4 業務内容」 (2) プロモーションの実施 ②リアルイベントに代わる提案	リアルイベントに代わる提案を行う場合、リアルイベントを一切実施しない提案であっても、仕様書記載の要件を満たしていれば、評価上不利にならないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 仕様書に掲げる「事業の目的」および「業務内容」を満たし、効果的な誘客および認知度向上、誘客促進の成果が見込まれる提案であれば、評価上不利益を被ることはありません。提案者のノウハウを生かした効果的な代替策・プロモーション手法をご提案ください。
5	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	動画制作や記事制作などにおいて、旅行会社や航空会社とのタイアップを組んだり、協賛を募ることは可能でしょうか。可能な場合、協賛収入に関する条件についてもご回答をお願いできれば幸いです。	タイアップによる協賛金の募集や、それに伴う協賛収入の受入は原則として認められません。 本業務は屋久島町の公費（委託料）によって実施されるものであり、特定の民間企業や特定の商品を優遇するような露出、あるいはそれらを前提とした資金調達は、行政のプロモーションとしての公平性・中立性を欠く恐れがあるためです。 また、本プロモーションに必要な一切の経費は、本町が提示する提案限度額（6,000,000円）の範囲内で賄うものとし、外部からの民間資金（協賛金等）を前提とした事業計画は対象外とします。

令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託に係る提案競技
＜質問と回答＞

令和8年9月16日現在

No.	要項・仕様書の項目	質問内容	回答
6	仕様書「4 業務の内容」 (2) プロモーションの実施 ① リアルイベントの開催	イベントにおいて、タイアップ商品を製造したり、協賛を募ることは可能でしょうか。可能な場合、協賛収入に関する条件についてもご回答お願いできれば幸いです。	本業務は、屋久島町が提示する契約限度額（6,000,000円）の範囲内で実施する委託業務となります。特定の民間企業・団体とのタイアップ商品の製造や、独自に協賛金を募ってイベント運営を行うことは、行政の公平性担保および予算管理の観点から認められません。提案競技仕様書に記載されている業務内容の範囲内で企画・提案を行ってください。
7	仕様書「4 業務の内容」 (2) プロモーションの実施 ① リアルイベントの開催	イベント開催期間に最もよい月日を教えてください。 (おおまかな目安でも構いません)	本プロモーションの目的（閑散期の需要喚起・誘客促進）に鑑みますと、観光のオフシーズンに向けた「事前アプローチ」が効果的です。 首都圏等でのイベント開催やプロモーション施策の狙い（翌春以降の予約獲得など）に応じて、提案者の戦略に基づいた最適な開催時期・施策展開スケジュールの提案を求めます。 ただし、事業実施後の事務手続きに要する期間を考慮し、2月中旬までにはイベントを終了していることが望ましいです。
8	仕様書「4 業務内容」 (2) プロモーションの実施 ② リアルイベントに代わる提案	リアルイベントに代わる提案を行う場合、リアルイベントを一切実施しない提案であっても、仕様書記載の要件を満たしていれば、評価上不利にならないという認識でよろしいでしょうか。	No.4と同じ
9	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	「屋久島の自然へのリスペクト（マナー意識）を持ち、島内での消費単価が高い旅行者や、地域との交流を深めるリピーターへと繋がるような方をターゲットとする。」とございますが、具体的な（定量的な）年齢や性別など、屋久島を訪れている方のデータがございましたら、ご教示ください。	来島者の年齢層は幅広く、男女比はほぼ同等となっております。また、登山・トレッキング目的の層に加え、近年はネイチャー体験やリフレッシュ目的の個人旅行者が増加傾向です。 具体的な統計データにつきましては、屋久島町公式ウェブサイト「観光に関する調査」にて公開しております。 https://www.town.yakushima.kagoshima.jp/material/files/group/7/20251226_R07_kekka.pdf

令和 8 年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託に係る提案競技
＜質問と回答＞

令和 8 年 9 月 16 日現在

No.	要項・仕様書の項目	質問内容	回答
10	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	屋久島町が保有する写真・動画等の素材について、本事業におけるSNS投稿、WEB広告、Webコンテンツ等で、使用可能な素材をご提供いただくことは可能でしょうか。	本事業の推進に必要な範囲において、町が保有する写真・動画等の素材を提供することは可能です。
11	仕様書「4 業務内容」 (2) プロモーションの実施	インフルエンサー等を招聘して町内で撮影・取材を実施する場合、観光事業者、宿泊施設、飲食店、ガイド、農林水産事業者等との連携・調整について、町から御協力いただくことは可能でしょうか。	提案内容に応じて関係団体・機関などを紹介することは可能です。
12	仕様書「3 業務の目的」	過年度に実施された国内向け観光プロモーションについて、実施内容、KPI及び実績等をご共有いただくことは可能でしょうか。	過去のプロモーション事業においては、SNS広告運用やWebコンテンツ制作、メディアタイアップ等を展開し、特設サイトPV数、広告インプレッション数、動画再生回数などをKPIとして運用してまいりました。個別の数値実績の公開はいたしません。本事業におきましても提示された予算内で最大の効果（来島・意向醸成）が得られる提案を期待しております。
13	要項「10 受託候補者選考概要」 (3) プレゼンテーション実施日 (4) プレゼンテーション会場等	プレゼンテーションの実施日について、航空券・宿泊等の手配が必要となるため、候補期間のうち具体的な日時はいつ頃までに決定・通知される予定でしょうか。また遠方からの参加となる場合、オンラインでのプレゼンテーション参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションは、10月23日（金）に実施します。開催時間については、企画提案書の受付締め切り後、参加事業者確定の上、調整し通知します。なお、オンラインでの参加は想定しておりません。
14	要項「6 提案競技に参加するものに必要な資格」 要項「9 企画提案書等の提出」 (3) 提出書類	実施要項 9 (3) の提出書類として、法人税に係る証明書及び法人登記簿謄本等が指定されていますが、個人事業主として本提案競技へ参加することは可能でしょうか。可能な場合、それぞれに代えて提出すべき書類をご教示ください。	本プロポーザルへの参加は、法人格を有する事業者に限らせていただいております。提出書類として「法人登記簿謄本または登録事項全部証明書」の添付が必須となるため、個人事業主としての参加はできません。
15	仕様書「9 業務の履行その他特記事項」 (3) 要項「9 企画提案書等の提出」 (3) 提出書類 ⑤事業提案書	本業務の実施にあたり、Web制作、動画制作、広告運用等について、それぞれ専門性を有する外部人材・事業者とチームを編成する場合、仕様書 9 (3) に定める「他に委託し、または請け負わせる」行為にはどの範囲が該当しますでしょうか。また、町の書面による承諾が必要となる場合、承諾申請の時期及び方法をご教示ください。	本業務の主たる管理・統括業務を一括して再委託することは禁止します。ただし、Web制作、動画制作、広告運用等の専門業務の一部を外部へ委託・外注することは可能です。町の書面による承諾手続きにつきましては、受託候補者として選定された後、本契約締結の際（または事業着手前）に「再委託承諾申請書（任意様式）」を提出いただき、協議の上で決定いたします。なお、企画提案書内にはあらかじめ再委託・協力事業者の実施体制を明記してください。

令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託に係る提案競技
 ＜質問と回答＞

令和8年9月16日現在

No.	要項・仕様書の項目	質問内容	回答
16	仕様書「2 履行期間」 仕様書「3 業務の目的」	本業務における「閑散期の誘客促進」について、履行期間内（令和9年3月26日まで）の実来島を主たる成果として想定されていますでしょうか。また、本事業を契機とした令和9年4月以降の旅行予約や旅行意向醸成等についても、事業成果として想定可能でしょうか。	履行期間内（令和9年3月26日まで）の実来島促進を主たる成果として想定しておりますが、本事業を契機とした翌年度（令和9年4月以降）への旅行予約獲得や旅行意向醸成につきましても、重要な事業成果（中長期的な効果）として評価・想定可能です。ぜひ効果的な提案をお寄せください。
17	仕様書「4 業務内容」 （1）観光情報の発信 ①対象地域	仕様書に記載されている対象地域について、すべてを情報発信の対象とした上で、旅行者動向や広告効果等を踏まえ、特に効果が見込まれる地域への広告配信を重点的に行うなど、地域毎に広告配信量や予算配分に差をつける提案は可能でしょうか。	対象地域全体をカバーすることを前提とした上で、効果検証や旅行者動向に基づき、特定地域へ重点的に広告配信を行うなど、戦略的な予算配分や実施計画の提案をお願いします。
18	仕様書「4 業務内容」 （1）観光情報の発信	屋久島町公式Instagram・YouTube等について、本事業における広告の配信元として利用することは可能でしょうか。可能な場合、広告運用に必要となるアカウントまたは広告管理権限等をご提供いただくことは可能でしょうか。	No.2と同じ
19	仕様書「4 業務内容」 （1）観光情報の発信	本事業から屋久島町公式観光サイトへ誘導する場合、UTMパラメータ等を用いた流入計測は可能でしょうか。また、施策の効果検証に必要な範囲で、公式観光サイト側のアクセスデータ等をご共有いただくことは可能でしょうか。	UTMパラメータ等を用いた流入計測は可能です。本事業の効果検証に必要な範囲において、アクセス解析データ等の共有につきましては、受託事業者と協議の上、可能な範囲で協力・提供いたします。
20	仕様書「4 業務内容」 （2）プロモーションの実施 ①リアルイベントの開催	観光事業者、農林水産事業者、ガイド等との連携や、取材、撮影等を行う場合、屋久島町から町内事業者等のご紹介や連絡調整についてご協力いただくことは可能でしょうか。	提案内容に応じて、関係団体・機関などの紹介および調整のサポートを行うことは可能です。

令和8年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託に係る提案競技
 ＜質問と回答＞

令和8年9月16日現在

No.	要項・仕様書の項目	質問内容	回答
21	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	仕様書に記載されている屋久島町観光PR動画以外に、町が保有する観光写真・動画等の素材をご提供いただくことは可能でしょうか。また、ご提供いただいた素材をWebコンテンツ、SNSコンテンツ、広告クリエイティブ等へ編集・加工して使用することは可能でしょうか。	本事業の目的内に限り提供可能です。ただし、Webサイト、SNS、広告クリエイティブ等への使用時、尺変更及びトリミングの加工は可としますが、字幕追加等の再編集は許可できません。また、第三者の権利を侵害しない範囲での利用とし、成果物の著作権等は屋久島町に帰属するものとします。
22	仕様書「4 業務内容」 (1) 観光情報の発信	本業務の情報発信にあたり、新たに特設サイトまたはWebページを制作・運用する提案は可能でしょうか。可能な場合、ドメイン・サーバー等について町が保有する環境を利用することは可能でしょうか。また、履行期間終了後の公開継続、管理及び成果物の引継ぎについて指定がございましたらご教示ください。	特設WebサイトまたはWebページの新規制作・運用の提案は可能です。 ドメインおよびサーバー環境については、原則として受託事業者側でご用意・管理いただく提案を想定しております。履行期間終了後の公開継続、ドメイン・データの引継ぎおよび管理方法の詳細につきましては、契約締結時に協議の上決定いたします。